

改正

平成20年10月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日 要綱第108号

令和 4 年 4 月 1 日 要綱第48号

岩国市建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩国市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の基本的要件、競争入札の参加資格、指名等について、必要な事項を定めるものとする。

(特定建設工事共同企業体)

第 2 条 市長は、大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに共同企業体を結成させるものとする。

(共同企業体の基本的要件)

第 3 条 共同企業体は、次の各号いずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、工事に係る岩国市の入札参加資格を有するものであること。
- (2) 当該工事に対応する許可業種について、許可を受けてからの営業年数が 5 年以上であること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有すること。
- (4) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 共同企業体の構成員数は、2 社又は 3 社とする。ただし、工事の施工において必要と認められるときは、この限りでない。

3 共同企業体の形態は、共同施工方式とし、原則として、各構成員が対等の立場で、一体となって施工するものであること。この場合において、原則として、全ての構成員が均等割の10分の 6 以上の出資比率であるものとする。

4 構成員は、同一工事について、2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(共同企業体の結成方法)

第 4 条 市長は、共同企業体を競争入札に参加させることを決定したときは、あらかじめ発注する工事ごとに当該工事に適した業者のグループを選定し、岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会（以下「入札審査会」という。）の審査を経て、その旨を公告するものとする。

2 選定されたグループ間の業者は、任意に共同企業体の自主結成を行うものとする。

3 自主結成された共同企業体は、共同企業体結成届出書（様式第 1 号）に共同企業体協定書（様式第 2 号）、委任状（様式第 3 号）、使用印鑑届（様式第 4 号）その他市長が必要と認める書類を添えて、指定日までに市長に提出するものとする。

(共同企業体の代表者)

第5条 共同企業体の代表者は、施工能力の大きい構成員とする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(共同企業体の入札参加資格審査)

第6条 市長は、第4条の規定により共同企業体結成届出書の提出があったときは、共同企業体の各構成員について適格性等の審査を行う。

2 市長は、結成された共同企業体の資格審査を行い、適格と認めたときは、入札審査会の審査を経て当該共同企業体の代表者に共同企業体の認定の通知をする。

(共同企業体の存続期間)

第7条 市工事に係る契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとし、当該期間満了後において、当該工事の目的物の種類又は品質に関して当該工事に係る契約の内容に適合しない場合又は当該適合しないことによって岩国市に損害が生じた場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日要綱第108号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日要綱第48号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市建設工事共同企業体取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知(以下「公告等」という。)を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。

年 月 日

（あて先）
岩国市長 様

届出者（共同企業体の代表者）
住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

共 同 企 業 体 結 成 届 出 書

このたび、貴市所管に係る 工事の入札に参加したく、次の
とおり共同企業体を結成したのでお届けします。

共 同 企 業 体 の 名 称				
構 成 員	商 号 又 は 名 称	許 可 番 号	許 可 年 月 日	許 可 業 種
工 事 の 施 工 方 法		共同施工方式		
構 成 員 の 出 資 の 割 合				

様式第2号（第4条関係）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当企業体は、次の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）岩国市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「工事」という。）の請負

（2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当企業体は、 共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、工事の完成後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、工事に係る見積り、入札、契約の締結、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事完成後当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までの間は、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が工事を完成する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果利益を生じた場合は、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第4項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第4項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物がその種類又は品質に関して当該工事に係る契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（その他）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

は、上記のとおり

共同企業体協定を締結したので、その証として

この協定書3通を作成し、構成員が記名押印の上、各自1通を所有し、1通を岩国市長に提出するものとする。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

委 任 状

私儀、
をもって代理人と定め、次の権限を委任する。

- 1 岩国市が発注する
- 工事に係る見積り、入札、契約の締結、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限
- 2 復代理人の選任に関する権限

年 月 日

共同企業体の名称

構成員の住 所
商号又は名称
代表者の氏名

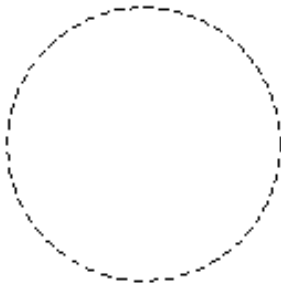


使 用 印 鑑 届

共同企業体の代表者

の

使 用 印



上記の印鑑は、見積り、入札、契約の締結並びに請負代金の請求及び受領のために使
用したいからお届けします。

年 月 日

共同企業体の代表者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

